

表 彰 規 程

(趣 旨)

第1条 日立市防災協会会則第5条第11号に規定する表彰は、この規程の定めるところによる。

(表彰の種別)

第2条 表彰は、次の種別とする。

- (1) 優良事業所及び団体
- (2) 優良従業員
- (3) 協会功労者
- (4) 優良消防職員

(表彰の基準)

第3条 表彰の基準は次によるものとする。

(1) 優良事業所及び団体表彰

- ア 消防法の規定に基づく設備及び管理等が優秀で他の模範であること。
- イ 防火、安全に関して特に功労が著しいこと。

(2) 優良従業員表彰

- ア 同一の事業所で5年以上勤務し、その間危険物取扱者等又は防火管理者として3年以上従事し、他の模範となる者。
- イ 同一の事業所で10年以上勤務し、防火安全管理に関しその功績が著しいと認められる者。

(3) 協会功労者表彰

- ア 協会の事業又は運営について特に貢献し、その功績が特に著しいと認められる者。
- イ 他の模範として推奨すべき功労があると認められる者。

(4) 優良消防職員

- ア 消防の威信を高め、又は社会の賞賛を受けた者。
- イ 社会文化等に貢献し、その成果等が著しい者。
- ウ 市民の安全に特に寄与したと認められる者。

(表彰の手続)

第4条 表彰は、会員（事業所）等から推薦のあった者については役員会で審査し会長が表彰する。

ただし、前条第（1）号及び第（4）号については消防本部の推薦に基づき会長が表彰する。

- 2 表彰に該当する者を、様式第1号、第2号、第3号により毎年1月末日までに会長へ提出するものとする。
- 3 表彰者数は予算の範囲内とし、毎年総会において表彰する。
- 4 表彰は表彰状（感謝状）のほか記念品を贈りこれを表彰する。

(表彰状)

第5条 表彰状は、第2条第1号に掲げるものにあつては、様式第4号、同条第2号に掲げるものにあつては様式第5号、同条第3号に掲げるものにあつては様式第6号、及び同条第4号に掲げるものにあつては、様式第7号を用いる。

(表彰の制限)

第6条 表彰は、次の場合に制限するものとする。

- (1) 同一人が二以上にまたがる表彰を受けることはできない。
- (2) 表彰を受けた者は、5年以上経過しなければ他の表彰を受けることができない。
- (3) 会費未納の会員（事業所）は表彰を受けることができない。

(表彰者の記録)

第7条 この規程による表彰が行われたときは、様式第8号の表彰者名簿に記入し保存するものとする。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の承認を得て会長が定める。

付 則

この規程は、昭和58年6月7日から施行する。

付 則（昭和60年5月22日）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年3月30日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年5月17日から施行する。